

第22回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木)午前10時00分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏

5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会期の決定

第4 報告第40号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第5 報告第41号 非農地証明の結果報告について

第6 報告第42号 現況地目の認定申請の結果報告について

第7 報告第43号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第8 議第117号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第9 議第118号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第10 議第119号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借の設定)

第11 議題120号 農用地利用集積計画に対する決定について

第12 議題121号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第22回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席6番市川博幸委員、議席7番船山マサエ委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より、高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとするご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第40号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをご覧ください。報告第40号、令和3年10月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、10月申し出件数1件、田515m²、畑2, 219m²、保留1件、田515m²、畑2, 219m²となります。内容につきましては、2ページに記載のとおりとなっております。本案件につきましては、すべて保留ということで、10月25日の調整会議内容については、今回、農用地利用集積計画の決定についての記載はございません。以上となります。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第41号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

3ページをお開きください。報告第41号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件でございます。

4ページをお開きいただきまして、まずお一人目ですが、願い人●●、土地については、大字西大塚字住吉70番地、地目は田で135m²、もう一つ、大字大塚字荒井十四2737-1、地目は田で123m²の合計258m²でございます。非農地となった時期及び事由については、平成5年に住宅を増築した際に宅地だと思い込んでおりましたが、調査した結果、農地であったため、この度宅地に地目変更するものでございます。現地確認については、令和3年11月16日に、鈴木委員と高橋委員で、申請内容のとおり確認したところです。

続きまして、5ページをお開きいただきまして、願い人●●、土地については、大字玉庭字道東1695-3、地目は畠で684m²でございます。非農地となった時期及び事由については、昭和58年ごろから今回の申請地が、宅地に隣接する畠でありましたが、昭和58年ごろから農地として耕作利用していない状態ということでございました。こちらも令和3年11月16日に、鈴木委員、高橋委員とともに現地確認させていただきまして、申請の内容のとおり確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第42号、現況地目の認定申請の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページお開きください。報告第42号、現況地目の認定申請の結果報告について、申請件数は1件です。7ページお開きいただきまして、申請者につきましては●●、土地については、川西町大字下小松字道伝3011、1,076m²でございます。登記地目が田でございますが、現況地目畠である上の申請がございました。申請理由については、長年田としての耕作をしておりませんで、周囲に水路が通っているものの、水は入れられますが、排水箇所が無くて畠として利用続けているものでございます。現地については、10月15日に新野委員と阿部委員と事務局で行っており、申請の内容に相違ないことを確認しております。なお、今回の認定通知により農家台帳固定資産税の現況地目は畠に変更なりまして、登記地目については、今後申請者により変更されることになります。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第43号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

8ページをご覧ください。報告第43号、令和3年度第1回川西町人・農地プラン検討会報告いたします。開催日時が令和3年9月22日、午前9時から午前10時半、場所は川西町役場の大会議室で行われました。検討結果は以下のとおりとなりますが、今回更新プランがNo.1からNo.11の計11プランとなります。更新内容につきましては、記載のとおりで全ての項目を確認したうえで、人・農地プランの検討として妥当であるということを確認しております。以上となります。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第8、議第117号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

9ページをご覧ください。議第117号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので受理、不受理を決定されたい。令和3年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は8件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。

1番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字西大塚字大谷地一796-1、田2, 028m²、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。2番やまがた農業支援センター理事長若松正俊、農事組合法人みなみ方代表渡部広、内容は1番と同じです。次のページをご覧ください。3番●●、●●、大字下小松字門前931-1、田419m²、計田14筆6, 838m²、寺ノ下以外が平成23年9月28日から10年間、10a借賃●●円。寺ノ下が平成24年12月27日から10年間、10a借賃●●円。解約後貸し直し及び自作するものです。なお、自作する農地については、3筆ありますて、堂ノ前877-1、及び坂水842、堂ノ前874の三筆が自作となります。つづきまして4番、●●、●●、大字時田字嫁橋480-1、田2, 853m²、計田4筆11, 393m²、令和元年5月1日から5年間、10a借賃●●円。解約後貸し直しするものです。5番●●、●●、大字高山字新屋敷2172、田2, 094m²、計田4筆16, 482m²、令和3年2月25日から5年間、10a借賃●●円。解約後貸し直しするものです。次のページをご覧ください。6番●●、●●、大字堀金字田中1589、田1, 156m²、計田2筆2, 433m²、平成22年1月25日から3年間、10a借賃●●円。解約後貸し直しするものです。7番、●●、●●、大字堀金字四ツ段703-1、田3, 578m²、計田2筆3, 601m²、畑2筆564m²、平成10年5月25日から10年間、10a借賃田んぼが●●円、畑●●円、解約後売買及び自作するものです。なお、売買する農地については、1筆となりまして四ツ段703-1になります。つづきまして8番、●●、●●、大字吉田字五輪堂5711、田1, 408m²、平成31年2月25日から3年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

(新野委員挙手)

新野代理。

委員 新野 勝廣

お伺いします。4番、貸す人の相続人は分かりますが、借りる人の相続人というのはどういう意味ですか？

議長 大沼 藤一

事務局お願ひします。

主事 玉田 絵里子

相続の際に、賃借権のほうも相続した場合に、賃借権についても相続することになりますて、今回

●●に賃借権のほうも相続になったということで、このような内容になっております。

議長 大沼 藤一

よろしいですか。

委員 新野 勝廣

はい。

議長 大沼 藤一

ほかにございますか。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を受理することに決定いたします。

日程第9、議第118号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第118号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があつたので、委員会の可否を求める。令和3年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は4件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚字横道一1615-1、畠316m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。
2番●●、●●、大字大塚字熊野堂二2210-1、畠588m²、贈与、受贈です。3番、●●、●●、大字小松字茨島3552、畠1,759m²、離農、経営規模拡大です。4番、●●、●●、大字黒川字石堂前406-2、畠297m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番及び2番の件について、議席10番本職より報告いたします。

番号1番について、11月22日、齊藤推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の現状からみて総額●●万円は妥当と判断いたします。畠で●●万というのは高いというふうに思われますけれども、この地に関しましては、メディカルタウンの住宅地になる近隣の農地でありまして、現在、この農地の北側の住宅地が田んぼで10アール●●百万円で買い上げされていることですので、総額●●万は妥当というふうに判断したところであります。番号2番について、11月20日、平田推進委員が現地調査しました。今回の申請は、贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。以上よろしくお願ひいたします。

次に番号3番及び4番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦委員

番号3番について、11月14日に推進委員渡部委員が現地調査いたしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10アール対価●●万円は妥当だと判断します。つづきまして番号4番について、11月11日に推進委員渡部委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて総額●●万円は妥当だと判断いたします。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を、許可することに決定いたします。

日程第10、議第119号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

13ページをご覧ください。議題119号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について

許可申請があつたので、委員会の可否を求める。令和3年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は4件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字西大塚字大野北2509-1、田1, 764m²、計田9筆11, 334m²、貸し直し、経営規模拡大です。2番、●●、●●、大字吉田字五輪堂二2991-3、田1, 990m²、計田8筆24, 082m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。3番、●●、●●、大字吉田字五輪堂5711、田1, 408m²、貸し直し、経営規模拡大です。4番、●●、●●、大字玉庭字桐ノ木沢東三4100-1、田820m²、計田15筆16, 389m²、畑2筆1, 774m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上あり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番の件について、本職より報告いたします。

番号1番について、11月21日齊藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール借賃●●円は妥当と判断しますのでよろしくお願ひいたします。

次に、番号2番及び3番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号2番について、11月20日推進委員の高梨委員が現地を調査しております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール、五輪堂二、五輪堂が●●円、大野、吉野在家、小在家、千苅田は●●円は妥当だと判断いたします。

続いて番号3番について、同じ日に高梨委員が調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール借賃●●円は妥当だと判断いたします。

議長 大沼 藤一

次に番号4番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号4番について、11月18日に須貝推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール借賃、田については●●円、畑については●

●円は妥当だと判断します。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議題120号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

15ページをご覧ください。議題120号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年11月25日提出、川西町農業委員会会长名。次のページをご覧ください。所有権移転各筆明細ということで、番号、所有権を移転する者、場所、所有権の移転を受ける者、10アール対価、備考の順で読み上げさせていただきます。8411番、●●、田1, 538m²、●●、10a対価●●万円、離農によるものです。8412番、●●、田340m²、●●、10a対価●●万円の離農。8413番、●●、田2, 028m²、●●、10a対価●●万円の離農によるものです。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。なお、今回案件にかかりました3件につきましたは、前々回以前のあっせん委員会において売買の決定をなされた案件でありまして、また、移転を受ける者8411番及び12番の●●につきましては、株式会社ジゴボッチャの構成員ということで、この後になります中間管理機構への集積において、自己の所有する法人への貸し付けを同時にを行うものであります。また、8413番の●●つきましても、同様であり、こちらにつきましては、農事組合法人みなみ方への貸し付けを同時に使う案件となっております。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第12、議題121号、農用地利用集積計画に対する決定について、農地中間管理事業を上

程いたします。

始めに、議事の進め方についてお諮りいたします。

本件の中で、整理番号8475番は、議席1番鈴木秀男委員が役員を務める農地所有適格法人に関する案件であり、また、整理番号8496番は、本職が役員を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求ることについて異議ございませんか。

(意義なしの声あり)

それでは、議席1番鈴木秀男委員と議席10番本職については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

始めに整理番号8475番について、審議を行いますので議席1番鈴木秀男委員は退席ください。

(鈴木秀男委員退席)

それでは、整理番号8475番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

17ページをご覧ください。議題121号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があつたので農業委員会の決定を求める、令和3年11月25日提出、川西町農業委員会会长名。41ページになります。番号、利用権の設定をする者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げさせていただきますが、8475番公益財団法人やまがた農業支援センター、計田15筆32, 859m²、株式会社マイスター代表取締役鈴木秀男、借賃につきましては、前沖の4筆が●●円、宿南につきましてが●●円、契約年数10年間の、地主につきましては記載のとおりの方となっております。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8475番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の举手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木委員の復席を求めます。

(鈴木委員着席)

次に、整理番号8496番について審議を行いますので、議席10番本職は退席となります。議長は、会議規則第6条第2項により会長代理が行うことになります。それでは議席9番新野勝廣会長代理に議長を交代します。交代の間、暫時休憩といたします。

(大沼議長退席)

(新野議長着席)

議長 新野 勝廣

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

整理番号8496番の案件につきまして審議を行います。事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

48ページをご覧ください。番号8496番、公益財団法人やまがた農業支援センター、計田22筆31, 277m²、農事組合法人みなみ方、代表理事渡部広、10a借賃はすべて●●円の契約年数10年間となります。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8496番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

大沼藤一会長の復席を求めるます。

大沼藤一会長復席のため議長を交代します。交代の間、暫時休憩といたします。

(大沼議長着席)

議長 大沼 藤一

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、決定いただきました整理番号8475番と整理番号8496番を除いた、各案件について事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

18ページをご覧ください。改めましてこちらにつきまして、番号、利用の設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a 借賃、備考の順に読み上げさせていただきます。なお、前半につきましては、利用権の設定を受ける者は、すべて公益財団法人やまがた農業支援センターですので、こちらにつきましては割愛いたします。また、備考欄につきましても契約年数及び借り受け予定者の氏名を記載しておりますが、年数につきましてはいずれも10年間ですので省略いたします。また借り受け予定者についてもご覧のとおりということで、確認をお願いするということで読み上げは省略させていただきます。

番号8414番●●、田計3筆3, 830m²、10a 借賃●●円。8415番●●、田1, 938m²、●●円。8416番●●、計田4筆3, 893m²、●●円。8417番●●、田1, 540m²、●●円。8418番●●、計田7筆13, 257m²、吉平前の2筆が●●円、そのほかが●●円。8419番●●、経営面積につきましては10ページにありますが、計田27筆54, 686m²、畑3筆459m²、田につきまして●●円、畑が●●円となります。8420番●●、計田10筆23, 555m²、畑4筆2, 051m²、田が●●円、畑が●●円です。次のページですが、8421番●●、田3, 179m²、●●円。8422番●●、計田6筆11, 727m²、●●円。8423番●●、計田5筆7, 108m²、大字西大塚分が●●円、大字大塚分が●●円となります。8424番●●、計田8筆10, 134m²、●●円。8425番●●、計田9筆9, 073m²、●●円。8426番●●、田2, 028m²、●●円。8427番●●、田1, 137m²、●●円。8428番●●、計田11筆19, 039m²、●●円。8429番●●、計田10筆9, 237m²、●●円。8430番●●、田4, 085m²、●●円。8431番●●、計田2筆2, 362m²、●●円。8432番●●、計田4筆5, 196m²、●●円。8433番●●、計田5筆18, 042m²、●●円。8434番●●、計田2筆3, 066m²、●●円。8435番●●、計田12筆25, 554m²、こちら高山新屋敷上の3筆が●●円、それ以外が●●円。8436番●●、計田5筆29, 239m²、●●円。8437番●●、計田3筆8, 439m²、畑3筆1, 483m²、田が●●円、畑が●●円です。8438番●●、計田10筆14, 270. 3m²、こちら高山畠中2筆が●●円、それ以外が●●円。8439番●●、計田3筆6, 801m²、●●円。8440番●●、計田3筆16, 171m²、●●円。8441番●●、田2, 007m²、●●円。8442番●●、計田21筆52, 240m²、畑5筆2, 228m²、高山分の田につきまして●●円、大字吉田分が●●円、畑につきましては●●円となります。8443番●●、計田2筆1, 878m²、●●円。8444番●●、計田6筆31, 393m²、●●円。8445番●●、計田11筆21, 289m²、●●円。8446番●●、計田11筆23, 823m²、こちら中洗について●●円、浮島の482から485-1の3筆が●●円、それ以外が●●円となります。8447番●●、計田10筆18, 295m²、嫁橋の5筆が●●円、浮島の508-1から508-3が●●円、そのほかが●●円となります。8448番●●、計田2筆4, 699m²、●●円。8449番●●、計田9筆15, 526m²、●●円。8450番●●、計田5筆8, 434m²、的場についてが●●円、それ以外が●●円。8451番●●、計田12筆25, 246m²、●●円。8452番●●、田12, 496m²、●●円。8453番●●、田6, 790m²、●●円。8454番●●、計田11筆52, 876m²、畑7筆2, 457m²、田につきまして●●円、畑が●●円となります。8455番●●、田1, 210m²、●●円。8456番●●、田438m²、●●円。8457番●●、計田2筆4, 990m²、●●円。8458番●●、計田4筆14, 288m²、こちら字野守塚二が●●円、それ以外野守塚が●●円となります。8459番●●、計田4筆9, 700m²、●●円。8460番●●、計田15筆32, 671m²、こちら字館野1311から3筆が●●円、唐屋敷二2807-2から杉野下5195までが●●円、それ以外が●●円となります。8461番●●、計田7筆24, 653m²、●●円。8462番●●、計田2筆4, 434m²、●●円。8463番●●、計田7筆17, 498m²、●●円。

以上までが地主から支援センターへの貸し付け分ということになります。つづきまして36ページ、こちらにつきましても、番号、利用権を設定する者、場所、設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げさせていただきますが、今度利用権を設定する者につきまして、支援センターから耕作者への貸し付けということで、すべて、やまがた農業支援センターとなりますので、こちらを省略させて

いただきまして、代わりに利用権の設定をかける者ということで氏名で読み上げさせていただきます。8464番、田1, 168m²、●●、●●円。8465番、計田5筆18, 042m²、●●、●●円。8466番、計田8筆37, 678m²、畑3筆1, 483m²、●●、田のうち字新屋敷の4筆と畑中が●●円、石樋の田が●●円、畑について●●円となります。8467番、計田12筆15, 330m²、●●、●●円。8468番、計田4筆9, 700m²、●●、●●円。8469番、計田3筆170m²、●●、●●円。8470番、計田3筆7, 300m²、●●、字館野が●●円、田中についてが●●円。8471番、計田4筆2, 819m²、●●、字杉野下三が●●円、道田が●●円、杉野下が●●円。8472番、田1, 938m²、●●、●●円。8473番、計田7筆19, 849m²、株式会社遠藤農産代表取締役遠藤隆志、●●円。8474番、筆数については後ほどですが、借り受け者が株式会社ジゴボッチャ代表取締役井上清人、●●円、次ページをめくっていただきまして、こちら字高山分が●●円、大字吉田分が●●円、大字中小松分こちらは畑なので●●円、次のページになりますが、計田64筆142, 282m²、畑8筆2, 687m²となります。つづいて42ページですが、8476番、計田23筆74, 311m²、畑7筆2, 457m²、株式会社山六会代表取締役寒河江和彦、田が●●円、畑が●●円。8477番、計田2筆2, 362m²、菊田農事組合法人代表理事金子昭雄、●●円。8478番、計田12筆14, 613. 3m²、●●、こちら石樋の2筆と畑中の2筆が●●円、それ以外が●●円となります。8479番、計田2筆1, 104m²、●●、●●円。8480番、計田2筆976m²、●●、●●円。8481番、計田20筆53, 404m²、●●、堀金字谷地の4筆が●●円、それ以外が●●円。8482番、計田4筆10, 176m²、●●、●●円。8483番、田1, 990m²、●●、●●円。8484番、田2, 703m²、●●、●●円。8485番、計田7筆9, 067m²、●●、●●円。8486番、計田7筆13, 257m²、字吉平前が●●円、それ以外が●●円です。8487番、計田5筆15, 425m²、●●、●●円。8488番、田508m²、●●、●●円。8489番、田11, 312m²、●●、●●円。8490番、田3, 408m²、●●、●●円。8491番、計田7筆24, 653m²、●●、●●円。8492番、計田2筆1, 025m²、●●、●●円。8493番、計田3筆3, 830m²、●●、●●円。8494番、計田2筆4, 434m²、●●、●●円。8495番、計田2筆3, 656m²、農事組合法人たかだ代表理事齋藤敏行、●●円。次のページですが、8497番、計田2筆5, 624m²、●●、●●円。8498番、計田4筆14, 288m²、●●、字野守塚二が●●円、それ以外が●●円。8499番、計田4筆18, 091m²、●●、●●円。8500番、計田3筆6, 242m²、畑5筆5, 823m²、●●、田が●●円、畑が●●円。8501番、計田18筆46, 531m²、●●、こちらの高山字新屋敷2167から石樋2221までの6筆が●●円、それ以外が●●円です。8502番、計田15筆28, 286m²、●●、字浮島482から508-3までが●●円、浮島504及び505-1が●●円、字嫁橋についてが●●円、最後二つ浮島の507-1から518-1が●●円となります。以上の内容は経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お詫びします。整理番号8475番と整理番号8496番を除いた各案件について、計画の内容のと

おり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第22回川西町農業委員会総会を閉会いたします。